

広告

ス利用者で、境界層で負担額が無料の方は、介護保険利用者負担が全額免除になります。  
**【詳細】** 区役所(1<sup>六</sup>)の保健福祉課

△低所得者減免制度▽

19年度の保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

**【対】** 18年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、②世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下、③別世帯の市民税課税者に扶養されていない、④世帯全員が居住用など以外の不動産を所有していない。

**持参するもの** 世帯全員の18年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入している健康保険の保険証。

△保険料のお知らせを送付▽

6月中旬に、65歳以上の方(第1号被保険者)へ19年度介護保険料のお知らせを送付します。年金天引き(特別徴収)に該当する方には「特別徴収決定通知書」を、納入通知書や口座振り替えでの納付(普通徴収)に該当する方には「納入通知書」を送付します。

なお、年度の途中から年金天引きに該当する方については、年金天引きが開始されるまでは、納入通知書や口座振り替えで納付してください。

△保険料の納入は便利な口座振り替え(自動払い込み)で▽

普通徴収の介護保険料の納付には口座振り替えが便利です。納入通知書に同封の申込書に必要事項を記入して返送するか、預(貯)金通帳、通帳に使用の印鑑、納入通知書を持参し、口座のある金融機関か郵便局、区役所の保険年金課へお申し込みください。

**【詳細】** 区役所(1<sup>六</sup>)の保険年金課

国民健康保険



△19年度保険料の計算方法▽

18年度から、保険料の所得割の計算方法が住民税方式(住民税額を基に計算する方法)から所得比例方式(所得から33万円を引いた金額を基に計算する方法)に変更となりました。この変更は、住民税方式のもとでの課題(税制改正の影響による保険料の変動など)を改善するために

行ったものです。この変更によって保険料が一定以上増える世帯に対しては、18・19年度の2年間にわたり経過措置(保険料の減額)を実施します。19年度は、所得比例方式保険料が住民税方式保険料(19年度の住民税額を基に計算)の1・6倍を超える場合、所得比例方式保険料と住民税方式保険料の差額の3分の1を所得比例方式保険料から減額します。

ただし、減額後の金額が住民税方式保険料の1・6倍以下となる場合は、住民税方式保険料の1・6倍の金額を減額後の保険料とします。

△19年度の納付通知書を送付▽

1年間の保険料は6月に決まり、6月中旬に送付する納入通知書で金額や計算の内訳をお知らせします。保険料は6月から来年3月まで10回の納期に分けて納めていただきます。

なお、40歳以上64歳以下の方がいる世帯には、医療分保

険料と介護分保険料を合わせた金額の納付通知書をお送りします。

なお、世帯内で40歳になる方がいるときや、異動(加入・脱退)、所得の変更などで保険料が変わる場合には、その都度お知らせします。

**【詳細】** 区役所(1<sup>六</sup>)の保険年金課

国民年金

国民年金制度は、要件に応じて老齢、障がい、死亡に關して必要な給付を行います。老後の生活やもしものときを考え、保険料を忘れずに納付し、保険料未納期間をつくらないようにしましょう。

経済的な理由などで保険料を納められない場合は、一定の要件を満たすと、申請により保険料が免除または猶予される制度があります。

**【詳細】** 区役所(1<sup>六</sup>)の保険年金課